

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国  
との間の協定の説明書

外  
務  
省



目次

|    |               |   |
|----|---------------|---|
| 一  | 概説            | 一 |
| 1  | 協定の成立経緯       | 一 |
| 2  | 協定締結の意義       | 一 |
| 二  | 協定の内容         | 一 |
| 1  | 定義            | 一 |
| 2  | 投資の促進及び許可     | 一 |
| 3  | 内国民待遇         | 一 |
| 4  | 最恵国待遇         | 一 |
| 5  | 一般的待遇         | 二 |
| 6  | 裁判所の裁判を受ける権利  | 二 |
| 7  | 特定措置の履行要求の禁止  | 二 |
| 8  | 透明性           | 二 |
| 9  | 腐敗行為の防止に関する措置 | 二 |
| 10 | 投資家の入国、滞在及び居住 | 二 |
| 11 | 収用及び補償        | 二 |
| 12 | 争乱からの保護       | 三 |
| 13 | 代位            | 三 |
| 14 | 資金の移転         | 三 |
| 15 | 両締約国間の紛争の解決   | 三 |

|    |                              |   |
|----|------------------------------|---|
| 16 | 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決 | 三 |
| 17 | 文書の送達                        | 三 |
| 18 | 一般的例外及び安全保障のための例外            | 三 |
| 19 | 一時的なセーフガード措置                 | 四 |
| 20 | 信用秩序の維持のための措置                | 四 |
| 21 | 知的財産権                        | 四 |
| 22 | 租税                           | 四 |
| 23 | 協議                           | 四 |
| 24 | 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準       | 四 |
| 25 | 利益の否認                        | 四 |
| 26 | 見直し                          | 五 |
| 27 | 見出し                          | 五 |
| 28 | 最終規定                         | 五 |
| 三  | 協定の実施のための国内措置                | 五 |

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

平成二十九年（二千十七年）二月に日本国とバーレーン王国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和四年（二千二十二年）六月二十三日にマナーマにおいて、我が方本田外務大臣政務官と先方フムード財務・国家経済省財務担当次官との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

## 二 協定の内容

### 1 定義

この協定は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

### 2 この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「投資活動」等を定義している（第一条）。

### 2 投資の促進及び許可

一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している（第二条）。

### 3 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している（第三条）。

### 4 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している（第四条）。

## 5 一般的待遇

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等を規定している（第五条）。

## 6 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している（第六条）。

## 7 特定措置の履行要求の禁止

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定第二条の規定に基づく両締約国の義務に反する措置をとってはならないことを規定している（第七条）。

## 8 透明性

各締約国は、この協定の対象となる事項に関連する法令等を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとすること等を規定している（第八条）。

## 9 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している（第九条）。

## 10 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、入国等に関する自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可することを規定している（第十条）。

## 11 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等を規定している（第十一条）。

12 争乱からの保護

一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域にある投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等を規定している（第十二条）。

13 代位

保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している（第十三条）。

14 資金の移転

一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること等を規定している（第十四条）。

15 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、六箇月以内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している（第十五条）。

16 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が六箇月以内に協議によつて解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等を規定している（第十六条）。

17 文書の送達

この協定による仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している（第十七条）。

18 一般的例外及び安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道德の保護又は公の秩序の維持等のため

に必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している（第十八条）。

19 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合等には、国境を越える資本取引に係る義務等に適合しない措置を採用し、又は維持することができると等を規定している（第十九条）。

20 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられないこと等を規定している（第二十条）。

21 知的財産権

両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与えること等を規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第二十一条）

22 租税

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している（第二十二条）。

23 協議

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、投資に関連する事項について討議するために協議を行うことを提案することができると等を規定している（第二十三条）。

24 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等を規定している（第二十四条）。

25 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している（第二十五条）。

26 見直し

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国間の投資を更に保護し、及び促進することを目的として、この協定の見直しを行うこと等を規定している（第二十六条）。

27 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを規定している（第二十七条）。

28 最終規定

この協定は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用することを規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有すること等を規定している。（第二十八条）

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

